

議案第 85 号

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則（案）

職員（県費負担教職員を除く。）に係る地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 15 条の 2 第 2 項の標準的な職は、別表の第 1 欄に掲げる職務の種類及び同表の第 3 欄に掲げる職の属する同表の第 2 欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第 4 欄に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職務の種類	職制上の段階	職	標準的な職
川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号。以下「条例」という。）別表第 1 行政職給料表（1）の適用を受ける職員の職務	局長級	教育次長又は担当理事	局長
	部長級	部長若しくは担当部長、部に相当する室の長又は所長	部長
	課長級	課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、館長、園長又は分館長	課長
		主任指導主事	主任指導主事
	課長補佐	課長補佐	課長補佐
	係長級	係長若しくは担当係長又は事務長	係長
		指導主事	指導主事
	主任	主任	主任
	職員	職員	職員
条例別表第 2	職長	職長	職長

行政職給料表 (2) の適用 を受ける職員 の職務	職員	職員	職員
条例別表第4 医療職給料表 (2) の適用 を受ける職員 の職務	部長級	部長又は担当部長	部長
	課長級	課長又は担当課長	課長
	課長補佐	課長補佐	課長補佐
	係長級	係長又は担当係長	係長
	主任	主任	主任
	職員	職員	職員
条例別表第5 高等学校教育 職給料表の適 用を受ける職 員の職務	校長	校長	校長
	教頭	副校長又は教頭	教頭
	主幹教諭	総括教諭	総括教諭
	教諭	教諭、養護教諭、講師、助教諭、 養護助教諭又は実習助手	教諭

制 定 理 由

地方公務員法第15条の2第2項の規定に基づき、川崎市教育委員会職員の標準的な職を定めるため、この規則を制定するものである。